

- (3) エコレールラインプロジェクト事業（国土交通省連携事業）【総合環境政策局環境計画課】
- ①補助対象者：鉄軌道事業者
 - ②対象事業：鉄道関連施設に再生可能エネルギー発電設備等を導入し、又は鉄道車両にVVVF制御装置や回生ブレーキ等のCO₂削減に直接寄与する設備を導入する事業
 - ③補助割合：対象経費の1/3を上限に補助
- (4) 航空分野の低炭素化促進事業（国土交通省連携事業）【地球環境局地球温暖化対策課】
- ①補助対象者：空港設置管理者（国を除く）
 - ②対象事業：空港において、GPU（Ground Power Unit）施設、高効率照明、低炭素特殊車両等を導入する事業
 - ③補助割合：対象経費の1/2を上限に補助
- (5) 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業（国土交通省連携事業）【地球環境局地球温暖化対策課】
- ①補助対象者：港湾運送事業者等
 - ②対象事業：臨海地域において、電力回収装置付トランスファークレーンやストラドルキャリア等の先進的技術を導入する事業
 - ③補助割合：対象経費の1/3を上限に補助（前年度から継続して実施する事業は1/2を上限に補助）

2. 災害時等対応型ライフライン施設等整備に当たっての低炭素価値向上

- (1) 病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業（厚生労働省連携事業）【地球環境局地球温暖化対策課】
- ①補助対象者：病院又は福祉関係施設の事業者等
 - ②対象事業：病院又は福祉関連施設へガスコージェネレーション設備を整備する事業
 - ③補助割合：対象経費の1/2を上限に補助
- (2) 地域の再生可能エネルギー等を活用した自立分散型地域づくりモデル事業【総合環境政策局環境計画課】
- ①補助対象者：地方公共団体、民間事業者等
 - ②対象事業：再生可能エネルギーや未利用エネルギーによる自立・分散型エネルギーシステム（これらに併せての蓄電池導入を含む）の集中導入を産学官で推進する事業
 - ③補助割合：対象経費の1/2を上限に補助
（※）平成26年度は前年度からの継続事業のみを実施します。
- (3) 信号機の省電力化等推進事業（警察庁連携事業）【地球環境局地球温暖化対策課】
- ①補助対象者：都道府県警察
 - ②対象事業：主要幹線道路等災害対応において重要な道路上の信号機に電池式信号機電源付加装置を導入するとともに、信号灯器のLED化を行う事業
 - ③補助割合：対象経費の1/2を上限に補助
- (4) 地域における街路灯等へのLED照明導入促進事業【地球環境局地球温暖化対策課】
- (ア) LED照明導入調査事業
- ①補助対象者：小規模地方公共団体（※）
 - ②対象事業：街路灯等の屋外照明にLED照明を導入するために行う調査及び計画策定
 - ③補助割合：
 - ・人口15万人以上25万人未満：対象経費の3/4を上限に補助（上限600万円）
 - ・人口15万人未満：対象経費を定額補助（上限800万円）
- (イ) LED照明導入補助事業
- ①補助対象者：民間事業者
 - ②対象事業：(ア)の計画に基づきLED照明の導入事業を請け負って取付工事を行う事業
 - ③補助割合：取り付け工事を発注する小規模地方公共団体（※）の規模に応じて、取付工事費用を助成
 - ・人口15万人以上25万人未満：対象経費の1/5を上限に補助（上限1,200万円）
 - ・人口5万人以上15万人未満：対象経費の1/4を上限に補助（上限1,500万円）
 - ・人口5万人未満又は人口5万人以上15万人未満で財政力指数0.300未満：対象経費の1/3を上限に補助（上限2,000万円）
- （※）都道府県、政令指定都市、中核市、特例市、特別区及びこれらが加入する地方公共団体の組合並びに財産区を除く

3. 次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上

(1) 省エネ型データセンター構築・活用促進事業（総務省連携事業）【地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：民間事業者等
- ②対象事業：省エネ型の空調等の設備、省エネ型のサーバ等の ICT 機器・システムを導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/3 を上限に補助

(2) 上水道システムにおける再エネ・省エネ等導入促進事業（厚生労働省連携事業）【地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：水道事業者等
- ②対象事業：水道施設内におけるインバータ等省エネ型の設備・機器・システム、配管系統における圧力・流量等の計測や末端配水圧力の適正化のための監視・制御・計装設備や未利用圧力を活用した小水力発電設備等を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

(3) 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション事業推進事業【地球環境局地球温暖化対策課】

(ア) 事業化 FS 調査事業

- ①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体
- ②対象事業：地域の未利用又は効果的に活用されていない熱、廃熱や湧水等資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組を対象とした、具体的な事業化に必要な基本設計調査、需給調査、事業性、資金調達の検討等を行う事業
- ③補助割合：
 - ・民間事業者等：対象経費の 1/2 を上限に補助
 - ・地方公共団体：定額（上限 2,000 万円）

(イ) 設備等導入事業

- ①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体
- ②対象事業：(ア) の取組に必要な設備等を導入する事業
- ③補助割合：
 - ・民間事業者等：対象経費の 1/2 又は 1/3 を上限に補助
 - ・地方公共団体（都道府県及び政令市及び特別区）：対象経費の 1/2 を上限に補助
 - ・地方公共団体（政令市未満）：対象経費の 2/3 を上限に補助

(4) 漁港の省エネ化実証事業【地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体
- ②対象事業：衛生管理型荷捌施設等を設置している又はその計画がある拠点的な漁港を対象に断熱効率が高い真空断熱シート、地産地消型再生可能エネルギー発電設備等を導入する事業
- ③補助割合：対象経費の 85/100 を上限に補助

再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）

（担当：総合環境政策局環境計画課）

26年度予算額（案） 220.0億円

目的・意義

東日本大震災と原子力発電所の事故を受け、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題となっています。

本事業では、東北地方のみならず、地震や台風等による大規模な災害に備え、地域主導での自立・分散型エネルギー導入を全国的に展開するため、グリーンニューディール基金制度を活用した支援を行います。

事業内容

地方公共団体が行う、防災拠点への再生可能エネルギーの導入事業等が対象

都道府県や指定都市に基金を造成し、地方公共団体又は民間の防災拠点となりえる施設等への再生可能エネルギー等を導入する事業を支援します。

【基金対象事業】

1. 再エネ等導入に係る計画策定事業
2. 公共施設における再エネ等導入事業
3. 民間施設における再エネ等導入促進事業
4. 風力・地熱発電事業等支援事業



（バイオマス）



（風力）



（小水力）



（太陽光）

補助内容

【基金事業】

I. 環境省が都道府県・指定都市に補助金を交付し、都道府県・指定都市がグリーンニューディール基金を造成

II. グリーンニューディール基金からの補助

1. 再エネ等導入に係る計画策定事業

- (1) 補助対象者：都道府県、政令市、特別区
- (2) 対象事業：地域の再生可能エネルギー等を活用し「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進するための計画策定
- (3) 補助割合：定額

2. 公共施設における再エネ等導入事業

- (1) 補助対象者：都道府県、市町村（政令市、特別区含む）
- (2) 対象事業：防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器（照明、空調）の導入
- (3) 補助割合：定額（高効率省エネ機器導入については、対象経費の2/3を上限に補助）

3. 民間施設における再エネ等導入促進事業

- (1) 補助対象者：民間事業者
- (2) 対象事業：防災拠点や災害時に機能を保持すべき一部の民間施設に対する、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器（照明、空調）の導入
- (3) 補助割合：対象経費の1/3（特定被災地方公共団体区域内は1/2）を上限に補助又は年利3%を上限に利子補給

4. 風力・地熱発電事業等支援事業

- (1) 補助対象者：民間事業者
- (2) 対象事業：大型風力発電や地熱発電等を行う民間事業者に対する、事前調査等に要する経費の支援や事業実施に係る利子補給
- (3) 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助又は年利3%を上限に利子補給

自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

26年度予算額(案) 7.0億円

目的・意義

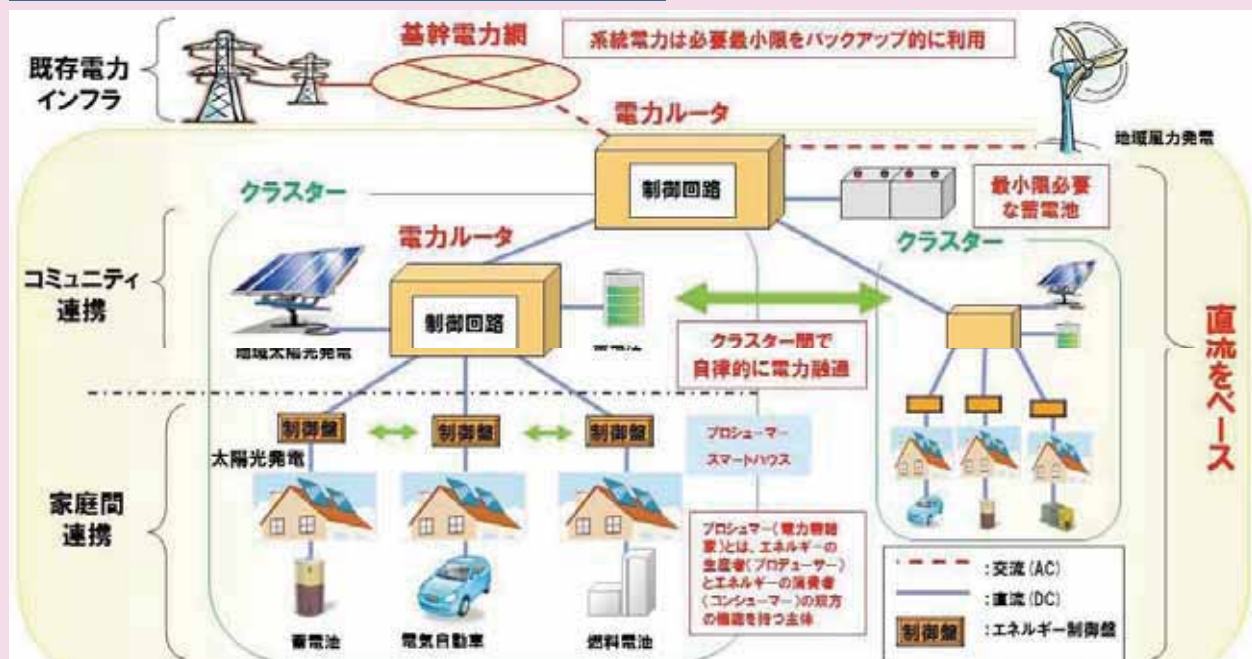
現在の大規模集中型の電力システムが抱える災害時の脆弱性や再生可能エネルギーの導入困難性などの課題を克服し、低炭素な社会を創出することが極めて重要です。

このため、コミュニティや住居レベルでエネルギーを「創り、蓄え、融通し合う」システムの本格実証を行い、最先端の自立・分散型低炭素エネルギーシステムの確立を目指します。

事業内容

大規模な住宅コミュニティや複数の公共施設などで、蓄電池の集中、分散化などの最適配置、複数建物間、街区間の直流電力融通、電力需要や再生可能エネルギーの発電状況の予測・制御と一体的な電力需給マネジメント等の実証を行います。

目指すべき自立・分散型低炭素エネルギー社会の実証



補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等
2. 対象事業：主要公共施設や大規模住居コミュニティなどにおいて、防災性と省CO₂の強化を実現する給蓄電システム及び制御技術等の実証事業
3. 補助割合：対象経費の3/4を上限に補助
4. 実施期間：3年間以内